

# 地域活動ポイント制度について

## 制度導入の目的と背景

自治会をはじめとした地域活動団体の担い手不足の解消

地域活動の活性化・活動への負担感の軽減

公益的な活動の支援

マイナンバーカード交付率の向上

市自治会連合会からの政策要望

## 「地域活動」の定義

自治会をはじめ、一定の区域を活動の場とする地域活動団体等が公共の課題の解決などを目的として取り組む公益的活動

# 「地域活動ポイント」とは

第1弾として、地域活動の中心的役割を担う、自治会（連合会）、（地区）社会福祉協議会、老人クラブ（連合会）などの活動のうち、市の政策と関連が深く、公益性の高い防災・防犯・交通安全・環境美化・地域福祉など、安全・安心なまちづくりに資する活動をけん引する方にポイントを付与します。

付与対象活動（次の活動の企画・運営等を行う方に付与）

付与ポイント数

活動名	活動内容
地区防災訓練	企画・立案・運営
安全・安心まちづくり旬間 年末年始特別警戒	啓発チラシ・物品配布
春・秋の交通安全運動 九都県市一斉自転車マナーアップキャンペーン 夏・年末の交通事故防止運動 飲酒運転根絶運動強化月間	啓発チラシ・物品配布
路上喫煙防止・ごみのポイ捨てキャンペーン きれいなまちづくりの日キャンペーン	啓発チラシ・物品配布
福祉コミュニティ形成事業	地区ボランティアセンターやサロン等を開催
友愛活動（高齢者の見守り活動）	企画・立案・運営
自治会加入促進キャンペーン	啓発チラシ・物品配布

1ポイント  
= 1円

1活動  
= 200  
ポイント

役職	ポイント数
基本	200p
サブリーダー	400p
リーダー	600p